

大塚製薬株式会社と健康増進に関する包括連携協定を締結しました！

本日、本市と大塚製薬株式会社との間で、別添のとおり健康増進に関する包括連携協定を締結しましたので、お知らせします。

本協定の締結により、大塚製薬株式会社と相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、市民の健康増進及び市民サービスの向上を図ります。

- 1 締結日 令和2年7月3日（金）
- 2 締結式出席者 ・大塚製薬株式会社 横浜支店 飯間 真 支店長
・相模原市長 本村 賢太郎



（左から、大塚製薬株式会社 飯間横浜支店長、本村市長）

3 協力事項

- (1)市民の健康増進・未病改善に関する事項
- (2)熱中症対策に関する事項
- (3)女性の健康に関する事項
- (4)スポーツ推進に関する事項
- (5)その他、双方合意の上、協定の目的達成に必要と認める事項

相模原市と大塚製薬株式会社との健康増進に関する 包括連携協定書

相模原市（以下「市」という。）と大塚製薬株式会社（以下「大塚製薬」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市及び大塚製薬が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、相模原市における市民の健康増進に資すること及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 市及び大塚製薬は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、及び協力して実施する。

市民の健康増進・未病改善に関する事項

熱中症対策に関する事項

女性の健康に関する事項

スポーツ推進に関する事項

その他、双方合意の上前条の目的達成に必要と認める事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、市及び大塚製薬は、当該事項の実施について協議を行い、具体的な実施事項について、双方合意の上、決定する。

（情報保護）

第3条 市及び大塚製薬は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を他に漏らしてはならず、又はこの協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに市又は大塚製薬のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 市又は大塚製薬のいずれかがこの協定の変更又は解除を申し出たときは、その都度相互協議の上、この協定の内容変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 市及び大塚製薬は、反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たないことを表明し保証する。

2 市及び大塚製薬は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 市及び大塚製薬は、相手方が本条第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(疑義の協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、相互協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月3日

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11-15

相模原市

市長 本村 賢太郎

神奈川県横浜市西区北幸2丁目15-1

東武横浜第二ビル 2階

大塚製薬株式会社 横浜支店

支店長 飯間 真